

## 宮津地区将来構想策定業務受託候補者選定審査会設置要項

(設置)

第1条 宮津地区将来構想策定業務に係る受託候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、宮津地区将来構想策定業務受託候補者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査した上で、当該業務にふさわしい受託候補者を選定するものとする。

- (1) 企画提案書等の評価
- (2) その他必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査会は、副市長、企画政策部長、経済振興部長、開発プロジェクト推進課長、観光おもてなし課長により構成するものとする。

2 審査会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長が委員のうちからあらかじめ定める者が、その職務を代理する。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(審査項目及び審査方法)

第6条 審査における審査基準は、別に定める「宮津地区将来構想策定業務受託候補者選定審査会審査基準」に基づき審査を行い、各審査員の合計点が最も高い提案を行った者を受託候補者として選定する。

ただし、合計点が最も高い提案者であっても、各審査員の合計点が最低基準点である60点に審査員数を乗じた数に満たない場合は、受託候補者として選定しないこととする。

なお、企画提案書の提出が1者の場合でも、審査を行い、各審査員の合計点が最低基準点60点に審査員数を乗じた数以上である場合には、その者を受託候補者として選定する。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、企画政策部開発プロジェクト推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要項は、令和2年4月22日から施行するものとし、令和3年3月31日限り、その効力を失うものとする。